



報道関係者各位

## 日本エコマーク、シンガポールの環境ラベルと 「複写機・プリンタなどの画像機器」の相互認証を開始

「エコマーク」を運営する公益財団法人日本環境協会（所在地：東京都千代田区、理事長：新美 育文）は、「シンガポールグリーンラベル」を運営するシンガポール環境協議会（SEC）との間で、「複写機・プリンタなどの画像機器（以下、画像機器）」の共通基準に関する合意書を締結しました。



本合意書の締結によって、エコマークを取得している画像機器をシンガポールグリーンラベルに申請する場合、共通基準については SEC での審査が省略されることとなります。本来、シンガポールグリーンラベルの申請に必要な試験の実施や証明書類などを作成する必要がなくなり、この相互認証を活用することで申請に係る手間と時間が大幅に削減されることが期待されます。また、画像機器は国際流通製品としての側面をもち、エコマークが推進する相互認証で最も活用されている品目となります（ドイツ、韓国、タイなどで1,300を超える機種が相互認証を活用）。

シンガポールグリーンラベルとの相互認証について：<https://www.ecomark.jp/acquire/mutual/singapore/>

### **相互認証協定 (Mutual Recognition Agreement: MRA)**

相手国の環境ラベルの審査（もしくはその一部分）を自国の環境ラベル機関で実施することを可能とする二国間以上の協定です。対象となる品目の環境ラベル基準を二カ国間で協議し、共通基準として合意した項目については、相手国の環境ラベルでの審査が省略されることとなります。従来、二カ国間でほぼ同じ内容で、かつ同じ試験を要求する基準項目にも関わらず、海外ラベル機関の申請のため改めて試験を実施する必要があったり、別々の証明書類を作成する必要があったりするなど、申請事業者にとっては負担となっていました。

相互認証の実施により、共通基準化の促進による事業者の開発・製造コストの削減、環境ラベルの申請コストの削減、海外市場参入の容易化、多国間で環境ラベルの認定商品が広く流通することによる地球規模での環境負荷低減などの効果が期待されます。

日本のエコマークは、ドイツ、北欧、北米、中国、韓国、タイ、台湾、シンガポール、香港、ニュージーランドの 10 機関と相互認証協定を締結しています。



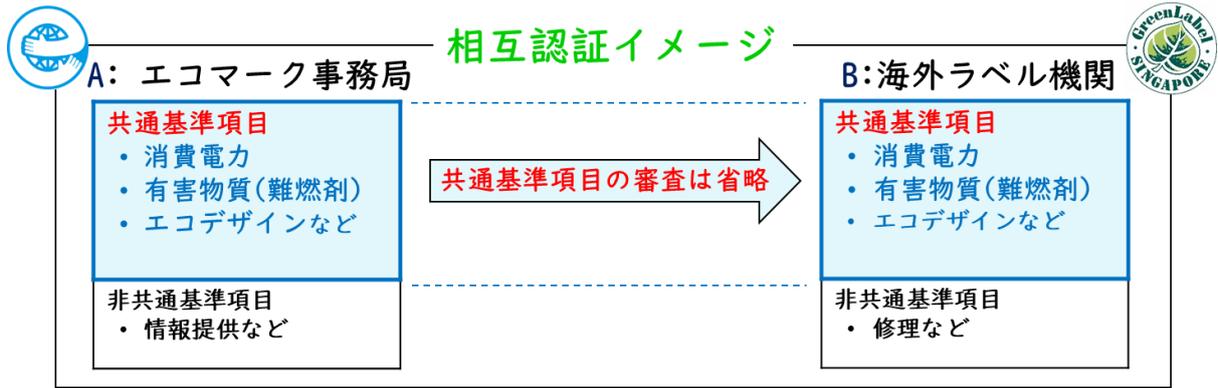


図:相互認証のイメージ

[参考情報]

エコマーク

- ISO14024 に準拠する我が国唯一のタイプ I 環境ラベル。公益財団法人日本環境協会が自主的な財源に基づき 1989 年から運営。
- ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を公益財団法人日本環境協会が認定する第三者認定の環境ラベル制度。
- 2024 年 6 月 1 日時点で、75 の商品カテゴリに認定基準が設定され、51,751 商品が認定されている。



シンガポールグリーンラベル

- ISO14024 に準拠するシンガポールのタイプ I 環境ラベル。1992 年にシンガポール環境省によって制度が開始され、1999 年よりシンガポール環境協議会 (SEC) によって運営されている。
- 2024 年 6 月時点で、56 の商品カテゴリに認定基準が設定され、累計約 3,800 の商品が認定されている。
- 2021 年 7 月にシンガポール政府(持続可能性・環境省)が推し進める「シンガポール・グリーンプラン」のもと、「持続可能な公共調達スキーム」が公表され、一部の品目の調達にシンガポールグリーンラベル認定製品が求められている。



**\*タイプ環境ラベル制度について**

国際標準化機構の規格 ISO14024「タイプ I 環境ラベル制度」に基づく認定制度。特定の製品カテゴリの中で、製品のライフサイクル全体を考慮し、包括的な環境優位性を示すラベルの商品表示ライセンスを、自主的な複数の基準に基づき授与する第三者制度。

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 事業推進課

TEL: 03-5829-6286 E-mail: info@ecomark.jp

